

第九管区海上保安本部公示第37号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年7月6日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二（公印省略）

富山市海岸通～横越地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県富山土木センター
住 所 富山県富山市舟橋北町1-11

1 水路測量を実施する区域及び期間

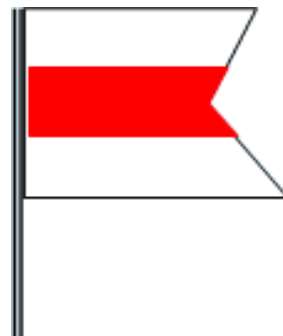
区 域 富山市海岸通～横越地先（付図に示すとおり）
期 間 令和5年7月14日から令和5年9月30日までのうち7日間

2 水路測量の実施方法

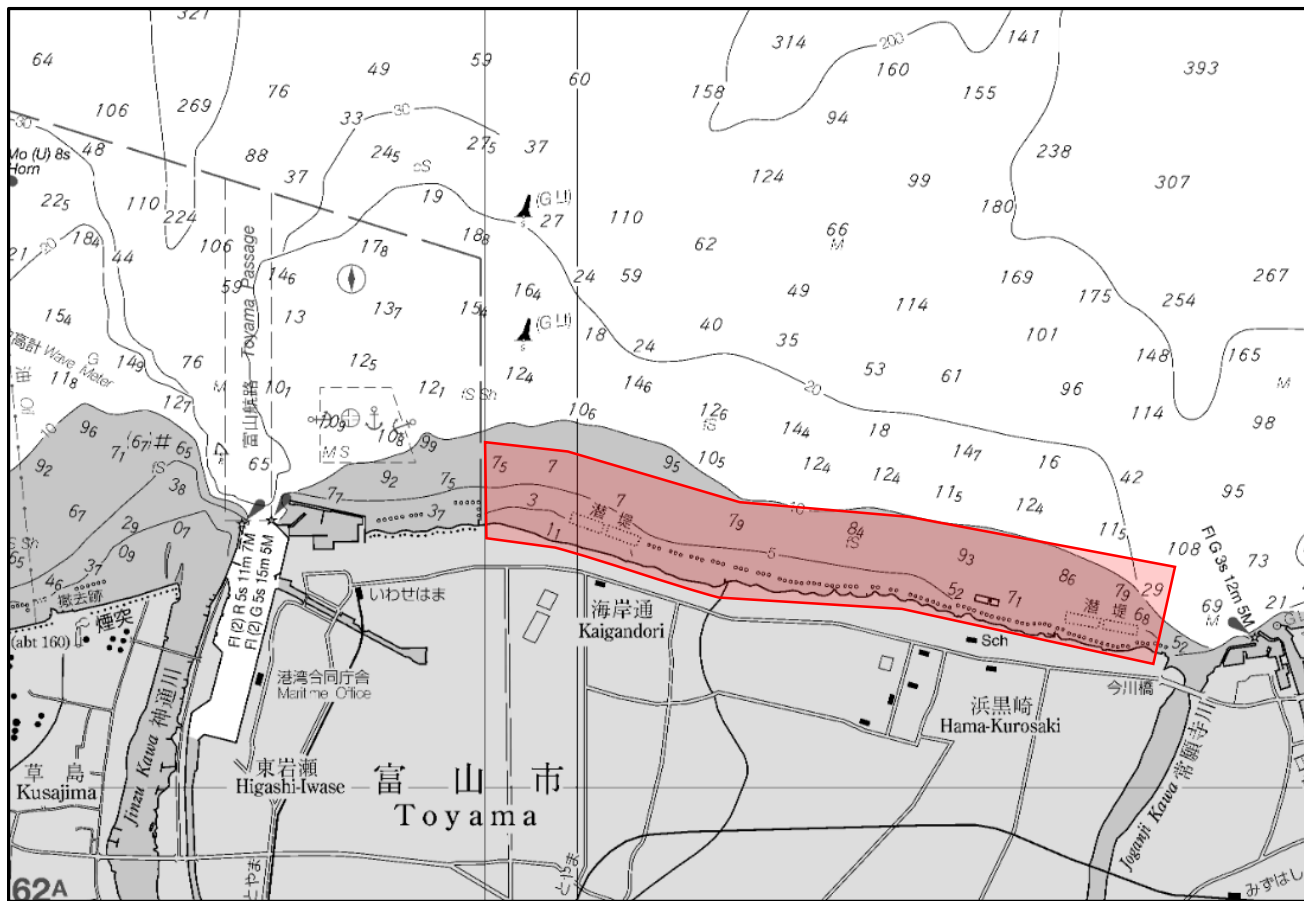
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

3 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



付図



測量区域